



平成30年度

# 保育園入園案内

酒々井町

《問合わせ先》

酒々井町役場 こども課 子育て支援班

〒285-8510 酒々井町中央台4-11

Tel:043-496-1171 (内線373)



## 1. 保育園や認定こども園等について

小学校入学前の生活の場には、保育園や認定こども園、幼稚園などがあります。それぞれの生活にあった施設を選ぶことができます。

### (1) 保育園（0歳～5歳）

就労などのために、保育を必要とする保護者に代わって保育を行う施設です。

### (2) 認定こども園（0歳～5歳）

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ施設です。3歳以上の児童については、保育を必要とする児童（保育園対象児童）と、それ以外の児童（幼稚園対象児童）が同じ教室で教育・保育を受けます。

### (3) 地域型保育（0～2歳）

市町村の基準を満たし、少人数で保育を行う施設です。

地域型保育には①小規模保育、②事業所内保育 ③家庭的保育、④居宅訪問型保育があります。町内には地域型保育はありません。

### (4) 幼稚園（3～5歳）

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。

※幼稚園への入園は、各施設へ直接お問い合わせください。



## 2. 支給認定について

保育施設を利用する場合、「支給認定」を受ける必要があります。「支給認定」は年齢と保育の必要性の有無によって区分され、認定区分によって利用できる施設が異なります。

区分	対象年齢	認定条件	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳児	保育の必要性なし	こども園・幼稚園
2号認定 (保育認定)	3～5歳児	保育の必要性あり	こども園・保育園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満児	保育の必要性あり	こども園・保育園・ 地域型保育

※幼稚園については、新制度に移行した幼稚園のみ支給認定の申請が必要です。

### 《保育の必要性とは？》

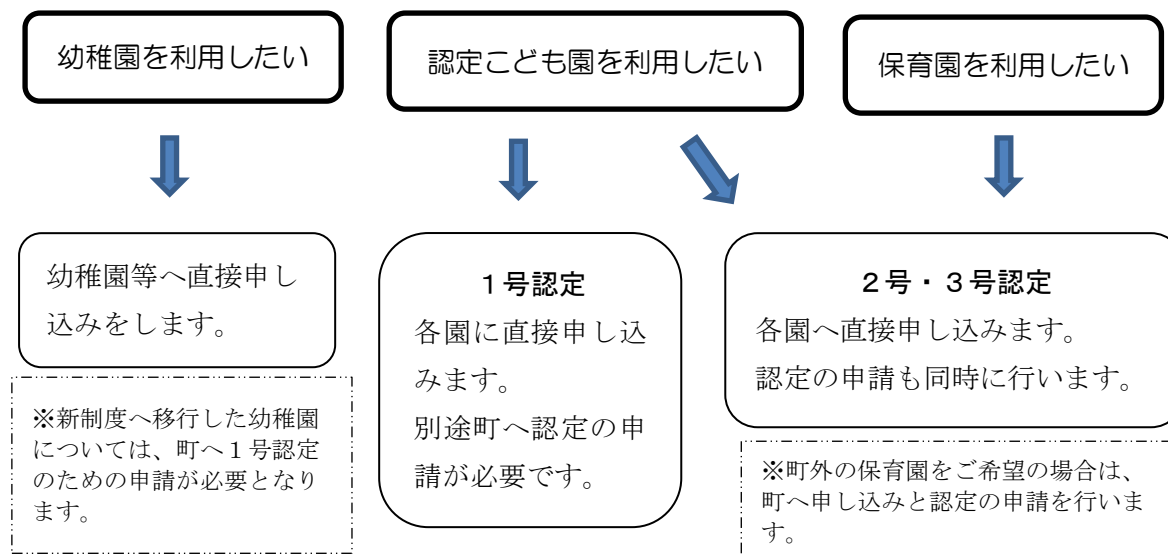
保育の必要性があるとは、保護者のいずれもが、次に挙げる項目のいずれかに該当するため、家庭で保育することができないことをいいます。

- (1) 就労している（1ヶ月に60時間以上）
- (2) 妊娠中または出産後間がない（最長で出産前2ヶ月・出産後3ヶ月以内）
- (3) 保護者の疾病・障がい
- (4) 同居している親族または長期入院している親族を常時介護している
- (5) 災害復旧にあたっている
- (6) 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている（入園後60日以内）
- (7) 就学している（職業訓練校における職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがある
- (9) 育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である
- (10) その他保育が必要と認められる場合

\*世帯分離、2世帯住宅、離れ住宅は同居として扱います。就労状況を確認させていただき、保育園の利用調整の参考とします。

\*同居者で義務教育終了以上64歳以下の同居の方すべてについて、児童が保育園入園を必要とすることを証明する書類が必要です。同居の方の状況なども確認させていただき、保育園利用調整の参考とします。

### 3. 申請方法



※認可外保育園、事業所内保育については、直接施設へお申し込みください。施設によって、町へ認定のための申請が必要な場合もあります。



\*認可保育所等の申込書は、「子ども・子育て支援新制度」の施行により『保育の必要性の認定』にかかる申請を兼ねています。

\*保育の必要性が認定されると『施設型給付費・地域型給付費等支給認定証』が発行されます。長く使用しますので、大切に保管してください。入所利用手続きの際に必要な場合があります。

\*『施設型給付費・地域型給付費等支給認定証』は「保育園入園承諾書」とは異なりますのでご注意ください。

#### 4. 保育園利用手続きのながれ

##### 支給認定申請・入園の申し込み ※各保育園等へ直接申し込みください。

- 提出書類
- ①支給認定申請書兼入園申込書（児童1名につき1枚）
  - ②保護者が児童の保育園入園を必要とすることを証明する書類  
（1世帯で1部）
  - ③児童の健康状況調査票（児童1名につき1枚）
  - ④保護者緊急連絡票

※書類の未提出・不備がある場合は選考対象となりませんのでご注意ください。

※提出いただいた書類等は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

※郵送は不可とします。

##### 面接（ご家庭の状況の聞き取り確認と、児童の状況を伺います。）

※支給認定申請・入園の申し込み・面接は同日に行います。

必ず入園希望児童とおいでください。

##### 入園の承諾・不承諾（すべての申込者へ入園の可否について連絡します。）

- 送付通知
- 承諾の場合 「保育園入園承諾書」
  - 保留の場合 「保育園保育実施保留通知書」（理由等記載）

※入園の承諾は、保育の必要性の高い順に行います。

※入園できる基準に合致していても、定員に余裕がない時など直ちに入園できない場合があります。

※児童の疾病等で、集団保育が不可能な場合は、入園できない場合がありますのであらかじめ了承ください。

##### 入園説明会（4月入園の方のみ）

実施時期 平成30年2月～3月（日時、入園先の保育園より案内の通知を同封します。）

説明会場 入園する各保育園等

出席者 保護者

※5月以降入園内定の方は、入園前に各保育園で入園説明を受けていただきます。（各保育園等より事前に電話連絡いたします。）

##### 保育園入園

平成30年4月1日（5月以降に入園内定の方は、入園月の1日）



## ◇ 支給認定申請・入園の申し込み時に提出するもの（再掲）

下記の書類を揃えて入園第一希望の保育園へ提出してください。毎月10日（休日の場合は前日）提出。翌月1日より入園となります。ただし、4月の新規入園申し込みの締切りは11月初旬となります。

\*町外の保育園を希望される場合は、役場こども課まで提出してください。（締め切りは、ご希望市町村によって異なります。お早目にご相談ください。）

- ① 支給認定申請書兼入園申込書
- ② 保護者が児童の保育園入園を必要とすることを証明する各種資料（世帯で1組）
  - ・就労している・・・就労証明書（保護者及び同居している人について全員分）
  - ・妊娠中または出産後間がない・・・母子手帳の写し
  - ・保護者に病気や心身の障がいがある場合・・・医師の意見書・診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し等
  - ・親族の介護・看病・・・医師の意見書・診断書等
  - ・災害復旧・・・罹災証明
  - ・求職活動（起業準備）・・・求職活動のわかる書類・申出書
  - ・就学している・・・在学証明
  - ・虐待・DV・・・証明書の写し(相談等を行ったことの証明書の写し等、状況がわかる書類)
  - ・育児休業取得中にすでに保育をしている子どもの継続利用・・・  
就労証明書の記載欄に育児休業の期間を記載
  - ・ひとり親家庭の方・・・子どもの戸籍謄本
- ③ 児童の健康状況調査票（児童1名につき1枚）
- ④ 保護者緊急連絡票
- ⑤ 兄・姉が幼稚園、保育園に在園している方は在園証明
- ⑥ H29年1月1日に当町に住所のなかった方は課税（非課税）証明書（4月～8月平成29年度、9月以降平成30年度の証明書が必要です。  
詳しくはP7「5. 保育料について」をご覧ください）

※町外へ転出予定の方・・・転出前に転出先の市町村へ入園の申し込みができます。  
売買契約書、賃貸契約書のコピーなど、転出先の住所がわかる書類が必要です。  
(転出先によって必要書類が異なることがあります。)  
転出後、転出先で再度申し込みが必要になります。

次の場合には、必ず速やかに「支給認定申請内容変更届」に必要な書類を添付して  
保育園を通じてこども課に必ず届け出てください。

\* 施設型給付費・地域型給付費等支給認定書とご印鑑を必ずお持ちください。

① 住所、氏名、連絡先が変わったとき

- ・町内で転居したとき：添付書類なし
- ・保護者が離婚したとき：子どもの戸籍謄本
- ・保護者が結婚したとき：配偶者の就労証明書及び、市町村民税額を証明する書類
- ・同居者が変わった場合：同居者の就労証明書及び、市町村民税額を証明する書類

② 勤務先（勤務地）、勤務時間、勤務形態が変わったときや転職したとき

\*いずれの場合も「就労証明書」を添付してください。

- ・就職、転職、転勤、勤務先の名称変更、勤務先の移転など
- ・勤務時間の変更、育児のための時短勤務制度の利用など
- ・パート、アルバイトや派遣社員から正社員への変更など

③ 保護者が退職したとき、病気が治り家庭内保育できるようになったとき、同居の  
要介護者の介護が不要になったとき等

\*保育の必要性が認められる状態でなくなるため、退園となります。ただし、求職活  
動をする場合は、就労状況申出書を提出していただき、退職、または病気が治った  
日の翌日から60日以内に就労し、正式採用の就労証明書を提出すれば、入所の継  
続ができます。

④ 妊娠、出産したとき

添付書類：母子健康手帳（記名のあるページと出産予定日が記載されているページ）  
のコピー

⑤ 育児休業を取得したとき

添付書類：就労証明書（育児休業の取得について記載されているもの）

（注意）育児休業対象の児童以外のきょうだいについては、入園可能期限は「育児休業終了日」の月の末日までとなります。

保育園を退園するとき（家庭で保育できるようになったことなどによる）

すみやかに「保育園退園届」「施設型給付費・地域型給付費等支給認定証返還届」を  
提出してください。

町外へ転出するとき、または保育の必要がなくなったときは、「施設型給付費・地域  
型給付費等支給認定証返還届」に「施設型給付費・地域型給付費等支給認定証」を添  
付し保育園へ提出してください。

※転出した日の属する月の月末までは保育できますが、翌月は不可となります。

## 5. 保育料について

### (1) 保育料の算定

保護者（父母等）の平成29年度の町民税所得割額の合計金額によって決定します。

※階層区分の住民税は住宅借入金等特別税額控除等、税額控除適用前の税額により、決定します。

（家計の主宰者が祖父母の場合（祖父母に父母が扶養されている場合）祖父母の町民税所得割額によって決定します。）

※6月に新しい年度の課税額が出ることから、**毎年9月が保育料算定の切り替え時期**となります。

また、母子・父子家庭単独世帯及び在宅障がい児（者）を扶養している家庭には配慮があります。

◇保育料の算定の対象となる人

・・・児童の父母。ただし、父母が扶養されている場合は、児童と同居している世帯の「扶養義務者」※扶養義務者とは、児童の父母、祖父母等を指します。

注) 平成29年1月2日以降に他の市町村から酒々井町に転入した人は、平成29年度市町村民税の課税証明書が必要になります。

これは、平成29年1月1日に住民登録のあった市町村で発行するものです。  
必要になる人は、ご自身で当該市町村に請求し、入手してください。

### (2) 保育料の支払い（公立保育園）

① 支払方法・・・納入の手続きの簡素化、省力化を図るため口座振替をご利用ください。

・「保育料口座振替依頼書」で登録する金融機関の口座からの引落としになりますので、引落としのできる口座を登録してください。

・口座の名義は、同一世帯の人であればどなたの名義でも構いません。

・保育料の口座振替の取り扱いをしている金融機関は次のとおりです。

○千葉銀行    ○京葉銀行    ○成田市農業協同組合

\*上記の金融機関でしたら、どこの支店でも結構です。

② 支払い日・・・毎月月末日（ただし、その月の月末日が土日、祝祭日の場合等、金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）

・資金不足等により指定の期日に引落しできなかった場合は、その日から約1週間後に保育園を通じて納付書を配布します。納付書の裏面に記載されている金融機関からお振込み、または、各保育園事務室に直接お支払ください。



※私立保育園等の保育料は、園へ直接納入となります。

### (3) 保育料滞納について

・保育料は、保育園運営に必要な不可欠な経費として、利用者の方々に一部をご負担していただいています。保育料を納付していただいているご家庭との公平性の観点から、町では保育料の徴収に取り組んでいます。納付困難な場合は、分割納付という方法もありますので、ご相談ください。

○納付が確認できない場合は、自宅や勤務先に電話催告させていただく場合があります。

○滞納が高額化、長期化した滞納世帯に対しては、財産調査を実施する場合があります。

○保育料を滞納した場合は、法令に基づき、滞納処分（差押え等）を行う場合があります。

## 6. 時間外保育の申込みについて

・就労時間、通勤時間の都合により、時間外保育を必要とする場合にお申込みできます。

① 方法・・・利用開始月の前の月の15日までに、保育園に直接申し込みが必要です。

② 提出書類・・・時間外保育申込書(就労証明書に記載された勤務時間以外の勤務時間がある場合は、就労証明書を再提出していただきます。

③ 時間外保育時間を変更される場合・・・「保育園時間外保育変更届」を提出してください。

④ 時間外保育を辞退する場合・・・「保育園時間外保育辞退届」を提出してください。

※時間外保育料は、翌月の末日が納付期限です。

※時間外保育の実際の利用の有無にかかわらず、利用登録されていれば、時間外保育料は賦課されます。

## 7. 入園にあたっての注意事項

### (1) 保育園の休園日

\*日曜日 \*国民の休日 \*12月29日から1月3日まで

※土曜日も保育を実施していますが、保護者が休業日等で家庭での保育ができる場合には、家庭での保育となります。

### (2) 保育時間

【基本の保育】下記のとおりです。

(標準時間) 7:00～18:00 (11時間)

\*昭苑こども園は7:30～18:30

(短時間) 9:00～17:00 (8時間)

【時間外育】保護者の勤務時間を考慮し、保育時間を延長しています。

《町立保育園》

曜日	保育時間		時間外保育	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
月～金曜	7時～18時	9時～17時	(岩橋)18時～20時 (中央)18時～19時	7時～9時 17時～18時
土曜	7時～18時	9時～17時		7時～9時 17時～18時

《昭苑こども園》

曜日	保育時間		時間外保育	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
月～金曜	7時30分～ 18時30分	9時～17時	7時～7時30分 18時30分～19時	7時30分～9時 17時～18時30分
土曜	7時～17時	9時～17時		7時～9時

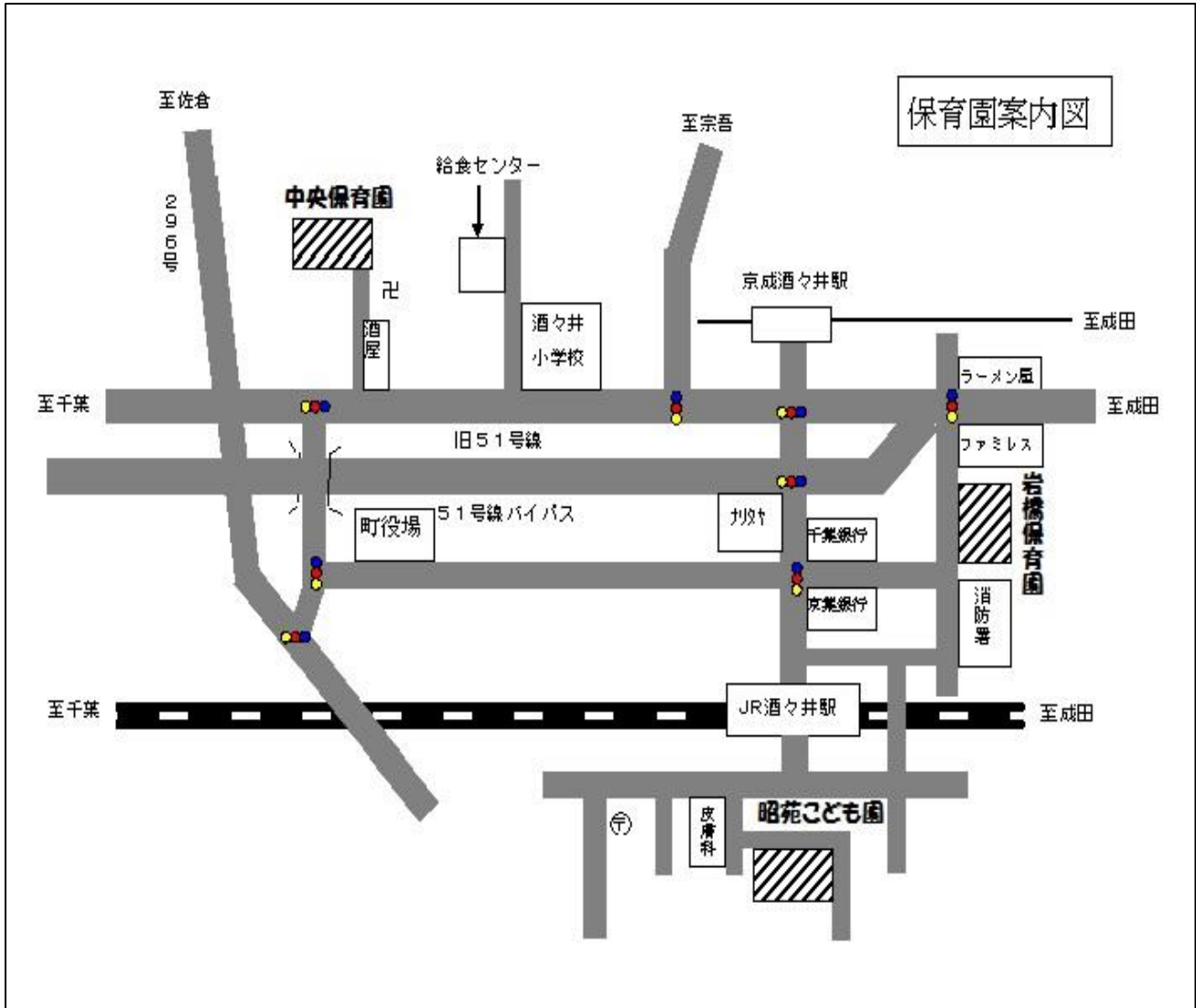
《町立保育園》

保育園名	定員	対象年齢	所在地	電話
中央保育園	60人	1歳6ヶ月～ 就学前	酒々井121	(496) 1274
岩橋保育園	120人	6ヶ月～ 就学前	上岩橋1151	(496) 1625

《私立認定こども園》

保育園名	定員	対象年齢	所在地	電話
昭苑こども園	教育認定55人	6ヶ月～ 就学前	東酒々井 1-1-105	(496) 3238
	保育認定120人			(312) 4797





平成 30 年度 利用者負担額（保育料）・時間外保育利用料徴収基準額表

表 1 利用者負担額（保育料）

階層 区分	課税状況	町利用者負担（月額）						多子 軽減
		3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳児）		2号認定（4歳以上児）		
		保育標準 時間	短時間	保育標準 時間	短時間	保育標準 時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	0		0		0		撤 算 対 象 年 齢
第2階層	市町村民税非課税世帯	5,000		3,500		3,500		
第3階層	均等割のみ	8,800	8,600	7,500	7,300	7,500	7,300	
	所得割課税 24,000 円未満世帯	12,000	11,800	10,200	10,000	10,200	10,000	
	所得割課税 48,600 円未満世帯	15,700	15,400	13,400	13,200	13,400	13,200	
第4階層	所得割課税 57,700 円未満世帯	23,500	23,100	20,300	19,900	20,300	19,900	第 一 子 前 ま で を
	所得割課税 97,000 円未満世帯							
第5階層	所得割課税 133,000 円未満世帯	32,500	31,900	26,000	25,500	24,000	23,500	
	所得割課税 169,000 円未満世帯	35,400	34,800	29,000	28,500			
第6階層	所得割課税 301,000 円未満世帯	46,800	46,000	30,000	29,500	25,000	24,500	
第7階層	所得割課税 397,000 円未満世帯	60,000	59,000					
第8階層	所得割課税 397,000 円以上世帯	70,000	68,800					

注) 1. 算定に利用する市町村民税所得割課税額の年度

\* 4月から8月・・・平成 29 年度市町村民税所得割課税額（28 年中の収入に基づくもの）

\* 9月から3月・・・平成 30 年度市町村民税所得割課税額（29 年中の収入に基づくもの）

2. 多子世帯の保育料の軽減について

市町村民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯は、第 2 子が半額、第 3 子以降が無料となります。  
（保護者と生計を一にする兄や姉が多子計算の算定対象です）

なお、それ以上の階層に関しては、就学前のお子さんが算定対象となります。

3. ひとり親世帯等の保育料の軽減について

ひとり親世帯、障がい者世帯の場合、上記の表の一部が次のとおりとなります。

階層 区分	課税状況	町利用者負担（月額）						多子 軽減
		3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳児）		2号認定（4歳以上児）		
		保育標準 時間	短時間	保育標準 時間	短時間	保育標準 時間	短時間	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0		0		0		年 算 定 撤 算 対 象
第3階層	均等割のみ	7,800	7,600	6,000	6,000	6,000	6,000	
	所得割課税 48,600 円未満世帯	9,000	9,000					
第4階層	所得割課税 77,101 円未満世帯							

表 2 町立保育園時間外保育利用料

時間外保育利用料（月額）	30 分につき 600 円
--------------	---------------

注) 1. 時間外保育を希望される方は、時間外保育申込書を保育園に提出してください。

2. 時間外保育料は、階層区分、子どもの年齢にかかわらず同額です。

ただし、保育料が 1 階層の方、児童福祉法の規定により里親を受託している方は、無料です。

3. 時間外保育を申し込みされていない方は、30 分につき 1 回 300 円となります。

4. 町立保育園以外については、各保育園の規定となります。

